

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の休業補償給付並びに同月〇日付けで請求人に対してした労災保険法による未支給の療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料をいずれも支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの約25〇年間、A所在の会社B及びCにおいて、型枠工として建築作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し、「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。被災者によると、鉄筋建築物の型枠工事現場での作業に従事したが、その周辺における外壁・内装工事等によって浮遊した石綿にばく露した可能性があるという。
- 3 被災者は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたが、監督署長の処分前の平成〇年〇月〇日に本件疾病により死亡した。
- 4 本件は、被災者の妻である請求人が、請求の受付を継いだ上、監督署長に対して、未支給の療養補償給付及び休業補償給付並びに遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらをいずれも支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者に発症した本件疾病及びそれによる死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

石綿による疾病の労災認定に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(1) 被災者に発症した疾病については、H医師、E医師、F医師、石綿確定診断委員会（以下「委員会」という。）、G医師とも原発性肺がん（腺がん）と診断しており、当審査会としても、画像所見及び腫瘍マーカー検査の結果等を踏まえ、被災者に発症した本件疾病は同診断のとおりであると認める。また、E医師作成の死亡診断書には、被災者の直接死因が本件疾病であると記されており、被災者の死亡は本件疾病によるものであると認められる。

(2) 被災者の石綿ばく露状況についてみるに、被災者は昭和○年○月から平成○年○月まで鉄筋コンクリート造建造物の建設現場における型枠工事に従事していたことが認められるが、請求人が型枠工として従事していた会社B及びC関係者は、自社で施工した型枠工事の現場での石綿含有建材の使用はなく、石綿吹き付け作業や過去に吹き付けのあった現場での施工はない旨述べており、平成○年○月○日作成の補償給付実地調査復命書に記載のとおり、型枠作業にお

いて被災者が直接石綿に接した蓋然性は低く、また、間接的に石綿にばく露するような周辺作業を行った蓋然性も低いものと推認される。さらに、石綿の規制時期等も併せて考えると、内装等の作業によって間接的に石綿ばく露を受けた蓋然性も低いものと考えられる。

(3) 被災者に係る石綿肺の所見について、F医師及びG医師は、石綿肺所見は認められない旨述べ、委員会も、第1型以上の石綿肺の所見を認めないとの意見であり、当審査会としても、一件記録を改めて精査したところ、F医師、G医師及び委員会の意見のとおり、石綿肺の所見は認められないものと判断する。

(4) 被災者に係る胸膜プラークの所見について、G医師は、胸部CTで、右上肺背側部及び左下肺背側部に胸膜肥厚を認め胸膜プラークである旨述べるが、H医師及びE医師は、胸膜プラークに関する情報なしとし、F医師は、胸部CT縦隔条件で左右両胸壁に限局性の胸膜肥厚（プラーク）を疑う所見があるが、石灰化を伴わず、対称性もないことから反応性の臓側胸膜肥厚ともみられ、プラーク像とは判断できない旨述べ、これらを受けて精査した委員会は、胸膜プラークの所見を認めない旨診断をしている。当審査会としても、CT画像所見を含め一件記録を改めて精査したが、H医師、E医師、F医師及び委員会の意見のとおり、胸膜プラークの所見は認められないものと判断する。

なお、G医師は、胸膜プラークは、石灰化を伴わない場合もあり、対称性のない症例もときに認められ、また、本例については胸部CTの縦隔条件のみで判断できない旨述べるが、これらの医学的知見及び所見をもっても、上記判断を変更し得るものとは認められない。

(5) 上記のとおり、被災者に係る本件疾病については、石綿ばく露を受けた蓋然性は低いものと考えられ、石綿肺及び胸膜プラークの所見が認められず、認定基準の要件を満たさないことから、業務に起因するものとは認められない。

また、本件疾病による被災者の死亡についても、業務に起因するものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。